

## 千葉市公告第781号

下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により千葉市公共下水道事業計画（中央及び南部処理区）を次のとおり変更するので、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定により公告します。

なお、その関係図書は、千葉市建設局下水道企画部下水道経営課において縦覧に供します。

令和7年10月6日

千葉市長 神谷俊一

### 1 下水道事業計画の種類

千葉市公共下水道（中央及び南部処理区）

### 2 事業計画の変更にかかる土地の区域

#### （1）中央処理区

無し

#### （2）南部処理区

千葉市稲毛区萩台町並びに中央区星久喜町、川戸町、花輪町、赤井町、生実町、南生実町、浜野町、塩田町、川崎町及び仁戸名町並びに緑区中西町、茂呂町、落井町、刈田子町、椎名崎町、小金沢町、大金沢町、大膳野町、辺田町、平山町、富岡町、東山科町、誉田町、高田町、平川町、下大和田町、上大和田町、高津戸町、大高町、土気町、小食土町及び大木戸町並びに若葉区若松町、源町、殿台町、東寺山町、原町、高品町、貝塚町、千城台北、小倉町、小倉台、加曾利町、坂月町、大草町、大宮町、多部田町、愛生町、佐和町、高根町、川井町、金親町、大井戸町、更科町、下泉町、上泉町、小間子町、富田町、中田町、古泉町、中野町、和泉町及び野呂町の各一部の区域

### 3 変更内容

#### （1）中央処理区

無し

#### （2）南部処理区

##### ア 汚水計画の変更

（ア）処理区域の変更

（イ）主要な管渠の変更

（ウ）南部浄化センターにおける処理施設の変更

##### イ 雨水計画の変更

（ア）排水区域の変更

4 完成予定年月日

令和14年3月31日

5 縦覧期間

令和7年10月6日（月）から令和7年10月20日（月）まで  
ただし土・日曜日、祝日を除く

6 縦覧場所

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市建設局下水道企画部下水道経営課（千葉市役所低層棟3階）